

直方市役所地下1階 N-café 内での弁当等販売事業者募集要項

直方市役所地下1階 N-café 内で弁当等を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認のうえ、お申し込みください。

1 目的

直方市役所地下 1 階 N-café 内において、来庁者及び職員等の利便性の確保を図るために、弁当等を販売する事業者を募集するものです。

2 内容

(1) 所在地 直方市殿町7番1号

(2) 販売場所 直方市役所地下1階 N-café 内

(3) 販売スペース 別紙図面のとおり（1日 2 事業者まで）

※応募状況によって、日程(週の出店回数)を調整させていただきます。

※応募状況によって、1日に複数業者の出店となる可能性があります。

(4) 販売期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(土、日、祝日及び年末年始を除く)

※令和 9 年 4 月以降も本事業を継続する場合は、再度募集する予定です。

※令和 8 年 4 月 30 日までは試行期間とし、不適当と認められた場合は、販売事業者としての決定を取り消すことがあります。

(5) 販売時間 準備、片付けを含めて、午前 11 時から午後 2 時まで

※事業者の事情によりこの時間内で別途販売時間を設けることができます。

(6) 使用料 無料

(7) 販売実績 地下1階で運営していた食堂(令和5年7月末閉店)での販売数は、1 日あたり平均 50 食程度(麺類、ご飯もの、おにぎり、弁当など)

※今後の売り上げを保証するものではありません。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 応募申込み時に弁当等の製造、販売等の実績がある者で、原則、市内に本社又は支店・営業所(営業店舗を含む。)を有する者であること。

(2) 直方市税等、税金の滞納がないこと。

(3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を受けていること。
また、弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

(4) 直方市暴力団等追放推進条例(平成20年条例第20号)第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第 154 号)、民事再生法(平成11年法律第 225 号)に基づく手続きの開始の申立てがなされている者ではないこと。(手続き開始の決定を受け

た者を除く)

(6) その他、本事業の事業者として不適当と認められる事業者でないこと。

4 応募申込手続

(1) 応募方法

① 電子申込み

必要書類を以下の送信先にメール送信してください。

【受付期限】令和8年3月6日(金)まで

【送信先】n-jinji@city.nogata.lg.jp (直方市職員互助会事務局)

② 郵送申込み

簡易書留郵便等で、必要書類を以下の送付先に送付してください。

【受付期限】令和8年3月6日(金)必着

【送付先】〒822-8501 直方市殿町7番1号

直方市職員互助会事務局(市役所3階 総務事務センター内)

③ 持参申込み

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】令和8年3月6日(金)午後5時厳守

※土、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

【提出先】直方市職員互助会事務局(市役所3階 総務事務センター内)

(2) 必要書類

① 弁当等販売申請書

② 販売メニュー企画書

③ 発効後3ヶ月以内の直近の法人市民税証明書(法人)

または市県民税納税証明書(個人)

(直方市外の事業者等にあってはその所在地の自治体の証明書)

④ 食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

※令和3年6月1日食品衛生法改正のため、販売内容により必要な営業許可書が旧法(令和3年5月31日以前)と新法(令和3年6月1日以降)とで異なります。必要な許可については、事前に保健所にご確認の上、提出をお願いします。

⑤ 誓約書

5 現場確認

現場の確認を希望する場合は、必ず「9問い合わせ先」に連絡し、下記日程のいずれかに参加の上確認してください。

【日程】

- ・1回目 令和8年2月18日(水) 午後2時～午後2時30分
- ・2回目 令和8年2月25日(水) 午後2時～午後2時30分
- ・3回目 令和8年3月4日(水) 午後2時～午後2時30分

6 販売予定事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、別添採点表により採点し、販売予定事業者を決定します。なお、応募多数の場合は得点の高い事業者より順に決定します。

販売予定事業者の決定に際しては、健康に配慮したメニュー、地産食材の活用、環境に配慮した取組(弁当容器の紙製品の使用など)、食品ロスへの取組など、事業者独自のアピールできる事項がある事業者を優先します。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ① 応募資格要件を満たさない者によるもの
- ② 指定の日時までに提出がなかったもの
- ③ 記載内容に不備があるもの

(2) 販売予定事業者の決定及び公表

販売予定事業者の決定は、令和8年3月中旬頃を予定しています。事業者ごとに販売日程等の調整を行い、結果をお知らせします。また、本市ホームページに販売予定事業者名を掲載します。

7 販売予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は販売予定事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、直方市職員互助会(以下「市互助会」という。)はその責めを負わなものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、市互助会の指示に従わなかつた場合
- (2) 募集要項、仕様書の各条件に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

8 その他

- (1) 弁当等は、食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設であらかじめ製造されたものに限ります。市役所庁舎内で食品を製造、加工又は調理(加熱・温め・つぎ分け・盛り付け等を含む)を行うものは販売できません。
- (2) 生肉・生魚(味付品含む)の提供や販売は禁止です。
- (3) 食品については、包装し、適正な表示を貼付した物のみを販売してください。
- (4) 飲み物の提供は、缶やペットボトル入りで、食品表示法上の表示がなされた飲み物のみ可能です。コップや蓋付容器等に入れて提供することはできません。
- (5) アルコール類の提供は禁止です。
- (6) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各事業者で必要な手続きや確認を行ってください。

- (7) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。
- (8) 販売に伴って発生するごみ(弁当の空き容器、割り箸、残菜等)は、販売場所にふた付きごみ回収ボックス等を事業者で設置し、販売したその日に回収してください。
- (9) 売れ残りは、必ずその日のうちに持ち帰ってください。市互助会による買取りはしません。
- (10) 出店日が複数業者で重なった場合、販売スペースの位置は事業者ごとに設定いたします。(販売スペースの区分け面積に差はありません)
- (11) 販売する弁当等に関するトラブルについて、市互助会では一切の責任を負いません。
- (12) 市互助会では、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (13) 募集目的が ”来庁者及び職員等の利便性の確保を図るため”としていることから、庁舎に所要のない方も対象にした SNS を活用した集客や販売スペース以外でのチラシなどの配布はご遠慮ください。
- (14) 共有物は適正に管理してください。また、誤って市役所庁舎内の器物を破損又は汚損した場合は、直ちに市互助会に報告するとともに、事業者の責任と負担において速やかに原状に復してください。
- (15) 従業員の体調管理を徹底してください。
- (16) 従業員人件費のほか運営にかかる一切の費用は、事業者の負担とします。

9 問い合わせ先

直方市職員互助会事務局
電話 0949(25)2021